

複数団体による公共施設の 集約化等に係る取組の推進について

令和 7 年 5 月 3 0 日

奈 良 県

複数団体による公共施設の集約化等に係る取組の推進について

(令和7年1月23日付け総務省自治行政局市町村課長等通知)

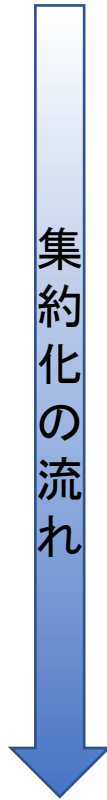
【趣 旨】

- 今後、更なる人口減少の深刻化が見込まれる中、行政サービスを持続的に提供していくためには、**他の地方公共団体と連携**して、公共施設の集約化・複合化に取り組むことが効果的であるが、**広域での取組は十分に進んでいない**
- 複数団体による広域的な公共施設の集約化等を円滑に進めるため、**令和7年度より地方財政措置を創設・拡充**（具体的内容は、次ページ以降参照）
- 広域的な施設の集約化等に向けては、都道府県等が中心となって、広域的な見地に立って、**人口減少や住民ニーズを踏まえた公共施設に求められる機能について議論**するとともに、**公共施設の適正配置に向けた調査検討等**を行うことが効果的
- 公共施設の集約化をはじめ、資源制約に対応するための取組を広域で推進するにあたっては、定住自立圏等の枠組みを活用することも効果的であると考えられることから、同制度に係る要綱を改正

【県の取組（予定）】

→**県内市町村の担当課長等を対象に、有識者等を招聘し、県による制度説明会・意見交換会を開催（R7年度中）**

施設の集約化等に係る地方財政措置



集約化の流れ

集約化における段階	財政措置	要件など
【新規】 協議の場の設定 (調査・検討)	特別交付税措置	- 措置率：0.5 - 措置上限額：500万円 (1団体あたりの上限)
新施設の整備	公共施設等適正管理推進事業債 (集約化・複合化事業)	- 充当率：90% - 交付税措置率：50% (各団体内で行う集約化等に伴う整備及び除却も対象)
【新規(拡充)】 旧施設の除却		
【新規】 集約化等の円滑化	特別交付税措置	- 措置率：0.8 - 措置上限額：5,000万円 (1件・1団体あたりの上限) (集約化後5年度間累計)

<その他の事業>

【新規】

専門アドバイザーの派遣（総務省・地方公共団体金融機構の共同事業）により、施設の適正配置の調査・検討、関係市町村との合意形成のノウハウ等に係る助言を実施

※派遣経費は、地方公共団体金融機構が負担

①複数団体による公共施設の集約化等に係る特別交付税措置

新たに特別交付税の対象となる経費

集約化前

協議の場の設定（調査・検討）

【交付対象経費】 複数団体による公共施設の集約化等に向けた調査検討経費

- ・ 施設の利用実態や集約化により整備する施設の立地等の調査・分析
- ・ 協議会の開催、有識者の招聘 等

集約化後

集約化等後の円滑化

【交付対象経費】 複数団体による公共施設の集約化等の円滑化のための経費

- ・ 住民への広報・説明会の開催
- ・ 集約元施設からの移転
- ・ 利用者増を踏まえた備品の整備
- ・ 集約後の施設までの住民の移動費用の支援
- ・ 施設利用料が異なることに伴う激変緩和 等

②公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）の拡充

- 公共施設等総合管理計画等に基づいて実施する**公共施設の集約化・複合化等に伴う施設の除却事業**を、公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）の対象に追加（集約化した施設の**供用開始から5年以内に除却**する施設が対象）

■施設の集約化・複合化に伴い、既存施設を廃止して除却する場合の起債について

令和6年度まで
公共施設等適正管理推進事業債
（除却事業）
起債充当率90%、**交付税措置率0%**



令和7年度以降
公共施設等適正管理推進事業債
（集約化・複合化事業）
起債充当率90%、**交付税措置率50%**

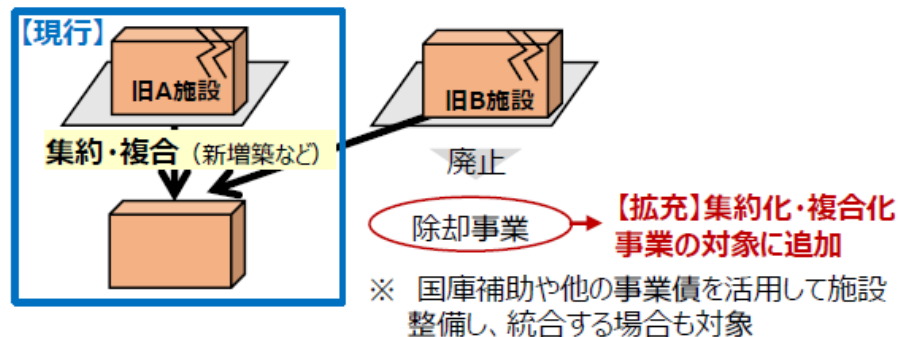
→従来はなかった**普通交付税が措置される**

※新制度における注意点

- ・ 地方交付税措置は、対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額を対象とする
- ・ 原則として、集約化等した施設の供用開始から5年以内に除却する施設が対象だが、経過措置として、過去に集約化・複合化等した施設は新施設供用開始から5年超経過後も対象

対象事業

(1) 施設の整備を行い、複数の施設を統合する場合



(2) 施設の整備を行わず、複数の施設の機能を統合する場合

